

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現状

① 宇都宮商工会議所管内の自然条件の概要

ア 位置

宇都宮市は、東京から100 km圏にあり、栃木県のほぼ中央に位置する。

広大な関東平野のほぼ北端に位置し、北西に遠く日光連峰を背負い、東部を鬼怒川が流れている。

東端 東経 140 度 00 分 38 秒 (氷室町の東端)

西端 東経 139 度 44 分 34 秒 (古賀志町の西端)

南端 北緯 36 度 27 分 50 秒 (茂原町の南端)

北端 北緯 36 度 43 分 48 秒 (宮山田町の北端)

面積は 416.84 k m² で、東西約 24.0 km、南北約 29.5 km の広がりを持ち、栃木県面積の 6.5% (約 15 分の 1) を占めている。

内、宇都宮商工会議所が管轄するエリアは、2007 年 3 月の上河内町、河内町編入以前の旧宇都宮市のエリアとなる。



イ 地形

(ア) 河川

東から、鬼怒川、田川、姿川の3つの河川が北から南へ流下している。この他に、これらの支流や新川、釜川がある。

(イ) 地形の概要

a 低地

主に鬼怒川、田川、姿川沿いに分布している。

b 台地

台状の地形で、山地より新しく低地より古く、一般に高いものほど古い。鬼怒川、田川、姿川に沿ったように分布している。

c 山地

市の北部から北西部にかけて 500m級の諸山が連なり、南部は丘陵地を呈している。

ウ 地質・地盤

沖積層が低地に分布し、洪積層が台地に分布する。丘陵には洪積層や岩盤が分布する。宇都宮市の地盤は、南関東の都市と比較して軟弱な粘土や緩い砂がほとんど分布せず、岩盤が浅く、かなり良い地盤である。

(ア) 沖積層

主に鬼怒川、田川、姿川及びその支流沿いの低地に分布する。本市の沖積層

は、比較的良質な地盤である砂礫層が主体である。

(イ) 洪積層

沖積層以前に堆積した地層で、関東ローム層等からなる。台地や低地の沖積層の下に分布する。岩盤ほどではないが比較的良質な地盤といえ、平坦で自然状態であれば、ほとんど問題とならない。

(ウ) 岩盤

沖積層や洪積層の下位、山地では表土下に直接分布する。耐震上最も良い地盤であるが、斜面では地震時の落石、崩壊などの土砂災害を起こすことがある。

(エ) 人工地盤

盛土、沼地や低い所を埋めた埋土で、泥、砂礫、廃棄物などからなる。一般的に軟弱で、地震時に亀裂、滑り、不等沈下、陥没、液状化などの災害を引き起こすことがある。

エ 活断層

市内では活断層は確認できない。本市に影響がある活断層として、関谷断層（那須塩原市）がある。

オ 液状化の危険性

構造物や建物に被害を起こすような液状化現象は、発生しないといえる。ただし、地下水位の浅い場所に緩い砂で埋め立てた人工地盤や、自然地盤をかき乱したような場所では局所的に液状化の可能性がある。（鬼怒川、田川、姿川、釜川沿いの低地、台地と山地の間の浅い谷の一部など）

カ 気象

宇都宮市は、夏冬の寒暖差と昼夜の気温差が大きな内陸性気候である。降水量は梅雨期、9月に多い。また、夏の雷の発生日数は全国的に見てかなり多く、雷雨による局地的な水害、ひょう害や落雷が起きやすい。

風については、大火の原因となるような季節的な強風はない。

- ・月降水量の最大 220.4 mm（9月、1981～2010年の月別平年値）
- ・月降水量の最小 33.9 mm（1月、同上）
- ・最深積雪 32.0 cm（平成26年2月15日）
- ・日最高気温の極値 38.7℃（平成9年7月5日）
- ・日最低気温の極値 -14.8℃（明治35年1月24日）
- ・月雷日数の最大 6.4日（8月、1981～2010年の月別平年値）

キ 地震

(ア) プレート間地震（海溝型地震）

日本列島は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北アメリカプレートの4つのプレートの境界付近に位置している。地震は主に太平洋側で発生し、マグニチュードが大きく大地震となるものがある。1923年（大正12年）9月1日の関東地震はこれに属する。太平洋プレートとフィリピン海プレートは、たえず一定の速度で日本列島の下に沈み込んでいるため、

同じ様な場所で繰り返し地震が起きており、その間隔は、ほぼ 100～200 年である。

(イ) プレート内地震

プレート上の断層が活動して発生する地震であり、県内の主な断層には、関谷断層、湯本塩原断層群等があり、これらは第四紀の地質時代(約 200 万年前から現在)にずれ動いた断層で、現在も活動しており、プレート内地震を起こすおそれがある(活断層と呼ぶ)。1683 年(天和 3 年)10 月 20 日の日光地震、1949 年(昭和 24 年)12 月 26 日の今市地震等がある。震源が浅いため、マグニチュードが比較的小さくても、大きな被害が及ぶことがある。このタイプの地震は、プレート移動の大規模地震と比べ、1000 年から数千年と発生する間隔が長く、十分な資料が集まっていないため、どのような災害が起こるか予測がつかみにくい。

その他、当地方に係わる地震では、群馬・栃木県境や茨城県南部の群発地震がある。

② 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

宇都宮商工会議所管轄エリアにおいて、宇都宮市では次の 7 種類のハザードマップを公開している。

- ・鬼怒川洪水ハザードマップ(南部)
- ・姿川・田川・釜川・武子川洪水ハザードマップ
- ・栗谷沢ダム・赤川ダムため池ハザードマップ
- ・寺内溜/初網溜(上・下)ため池ハザードマップ
- ・雨沼溜/大石神溜/山口溜(上・下)/寺内溜ため池ハザードマップ
- ・唐沢溜/打越溜ため池ハザードマップ
- ・泰五郎溜ため池ハザードマップ

また、栃木県では浸水リスク想定図として、次の 7 種類を公開している。

- ・利根川水系田川浸水リスク想定図
- ・利根川水系釜川浸水リスク想定図
- ・利根川水系姿川浸水リスク想定図
- ・利根川水系武子川浸水リスク想定図
- ・利根川水系新川浸水リスク想定図
- ・利根川水系江川浸水リスク想定図
- ・利根川水系赤堀川浸水リスク想定図

これらによると、次の通り浸水被害が想定されている。

ア 鬼怒川

(ア) 想定される最大規模の雨量

鬼怒川流域・石井上流域で 72 時間の総雨量が 669mm

(イ) 想定される被害

平石地区東部、清原地区西部、石井地区東部、瑞穂野地区東部の河川周辺に

3 m未満の浸水被害が想定される。田畑や住宅が多いが、事業所も点在する。

イ 田川

(ア) 想定される最大規模の雨量

田川流域で6時間の総雨量が365mm

(イ) 想定される被害

篠井地区南部、富屋地区、豊郷地区、本庁中央部、横川地区東部、雀宮地区東部の河川周辺に3 m未満の浸水被害が想定される。

篠井地区から豊郷地区までは田畑が多く事業所数は少ないが、本庁中央部では主要街道が河川に平行・横断して走っており、近隣には多くの商業施設が密集している。本庁南部から南に向かうにつれ田畑が多くなり、事業所数は少なくなっていく。

ウ 釜川

(ア) 想定される最大規模の雨量

田川流域で6時間の総雨量が365mm

(イ) 想定される被害

本庁北西部から中央部、横川地区東部、雀宮地区東部の河川周辺に3 m未満の浸水被害が想定される。

中心部を通過する河川であり、近隣には多くの商業施設が密集している。

エ 姿川

(ア) 想定される最大規模の雨量

思川合流地点上流の流域で24時間の総雨量が634mm

(イ) 想定される被害

城山地区、姿川地区西部、雀宮地区西部の河川周辺に3 m未満の浸水被害が想定される。

田畑が多い地域であるが、事業所も点在しており、特に城山地区は大谷石文化の観光スポットとして注目を浴びており、来街者が増えている。また、姿川地区は栃木街道沿いに事業所が点在している。

オ 武子川

(ア) 想定される最大規模の雨量

武子川流域の24時間の総雨量が688mm

(イ) 想定される被害

姿川地区西部の河川周辺に3 m未満の浸水被害が想定される。

鹿沼市との境を流れており、田畑が多い地域であるが、事業所も点在している。

カ 新川

(ア) 想定される最大規模の雨量

新川流域の24時間総雨量690mm

(イ) 想定される被害

雀宮地区南部の河川周辺に3 m未満の浸水被害が想定される。下野市との境を流れており、事業所が点在している。

キ 江川

(ア) 想定される最大規模の雨量

江川流域の 6 時間総雨量 449mm

(イ) 想定される被害

横川地区東部・瑞穂野地区北部及び南部の河川周辺に 3 m未満の浸水被害が想定される。田畑が多い地域であるが、瑞穂野地区の河川周辺には工業団地が立地している。

ク 赤堀川

(ア) 想定される最大規模の雨量

赤堀川流域の 6 時間の総雨量が 449mm

(イ) 想定される被害

篠井地区西部の河川周辺に 3 m未満の浸水被害が想定される。日光市との境を流れており、事業所が点在している。

ケ 赤川

(ア) 想定されるため池決壊の状況

赤川ダムが台風や集中豪雨によって満水状態となり、貯められている水が決壊によって一気に流れ出す。

(イ) 想定される被害

城山地区西部の河川周辺に 5 m未満の浸水被害が想定される。

鹿沼市との境を流れており、田畑が多い地域であるが、事業所も点在している。

(土砂災害：ハザードマップ)

宇都宮商工会議所管轄エリアにおいて、宇都宮市では10地区（篠井・清原・富屋・国本・城山・豊郷・明保・平出・本庁）を対象としたハザードマップを次の通り20種類公開している。

- ・篠井地区土砂災害ハザードマップ（1）、（2）、（3）、（4）、（5）
- ・清原地区土砂災害ハザードマップ（1）、（2）、（3）
- ・富屋地区土砂災害ハザードマップ
- ・国本地区土砂災害ハザードマップ
- ・富屋・豊郷地区土砂災害ハザードマップ
- ・国本・城山地区土砂災害ハザードマップ
- ・城山地区土砂災害ハザードマップ（1）、（2）、（3）
- ・豊郷地区土砂災害ハザードマップ（1）、（2）
- ・明保地区土砂災害ハザードマップ
- ・平出地区土砂災害ハザードマップ
- ・本庁地区土砂災害ハザードマップ

これらによると、市内の北部から北西部にかける山地には、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）が分布している。殆どの区域に事業所は少ないが、本庁八幡山公園東側の大曾通り沿いには事業所が多く立地している。

(直近の台風による被害状況)

令和元年10月に日本列島に発生した台風19号は、広い範囲に大雨や暴風をもたらした。宇都宮市では10月10日から12日19時までに1時間降水量約80ミリを記録し、その影響で河川の氾濫や土砂災害、浸水害等が発生した。

当所が実施した実態調査における被害状況は以下のとおり。

- ・被害 32件、総額 約1億5400万円 (概算金額の判明している案件のみ)

【内訳】

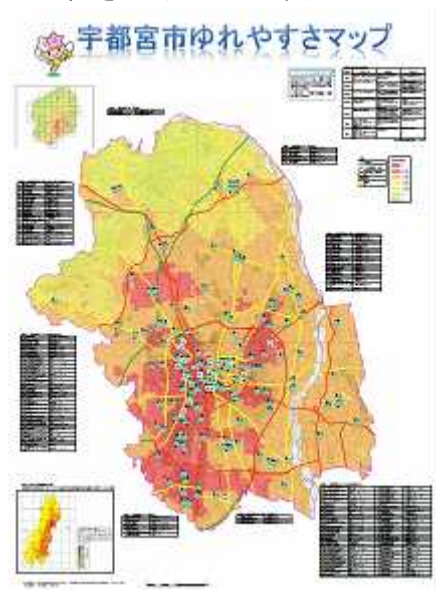
業種	件数 (件)	金額 (千円)
製造業	5	3,100
建設業	7	51,950
卸・小売業	3	16,200
サービス業	15	81,800
その他	2	1,200
合計	32	154,250

(地震：J-SHIS、宇都宮市ゆれやすさマップ)

J-SHIS地震ハザードステーションの2019年を基準年とした確率論的地震動予測地図によると、宇都宮市が震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、今後30年間で約3%～約26%で表示される。

また、宇都宮市地域防災計画(令和3年3月修正)では、地震被害想定を本市役所直下地震マグニチュード6.9として、下表のとおり被害想定(想定シーンは冬の深夜)を行うとともに、宇都宮市では宇都宮市ゆれやすさマップを公開している。

建物被害	被害棟数 38,379 棟 ・全壊棟数 9,847 棟(6.8%) ・半壊棟数 28,532 棟(19.7%)
火災発生 件数	出火件数 20 件 残出火件数 4 件 焼失棟数 342 件
人的被害	死者 610 人 負傷者 7,240 人 ・重傷 1,054 人 ・軽傷 6,186 人 避難者 48,483 人 ・要避難 21,037 人 ・一時避難 27,446 人
水道被害	521 箇所



③ 感染症のリスク

感染症が流行した場合、次のリスクが想定される。

- ・ 外出自粛やイベント・会合等の中止により、飲食、交通、観光、宿泊需要が落ち込み、関連産業（納品事業者等）にも影響がでる。
- ・ 国内・海外工場の操業停止等により、サプライチェーンに混乱が起こり、製造業においては生産調整や操業停止、建設業においては着工延期や工期延長、商業においては品薄・価格高騰が起こる。
- ・ 従業員が感染した場合、職場の消毒や商品の廃棄、本人及び濃厚接触者の休暇により担当業務の停滞が起こる。また、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子供の世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなる。
- ・ マスクや消毒関連商材の買い溜めや価格高騰が起こり、確保が難しくなる。

④ 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 19,518 者
- ・ 内、小規模事業者数 14,187 者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
農業、林業	62	52	市内に広く分布している。
漁業	6	6	市内に広く分布している。
鉱業、採石業、砂利採取業	7	7	本庁及び北西部に立地している。
建設業	2,003	1,862	市内に広く分布している。
製造業	1,017	800	市内に広く分布しているが、規模が大きい事業所は清原・宇都宮工業団地に集積している。
電気・ガス・熱供給・水道業	22	14	本庁から東部、南部に立地している。
情報通信業	226	174	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
運輸業、郵便業	388	242	市内に広く分布している。
卸売業、小売業	5,702	3,324	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
金融業、保険業	460	355	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
不動産業、物品賃貸業	1,413	1,379	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
学術研究、専門技術サービス業	1,038	970	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
宿泊業、飲食サービス業	2,743	1,697	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
生活関連サービス業、娯楽業	2,003	1,905	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
教育、学習支援業	660	502	市内に広く分布しており、特に

			本庁に多く集積している。
医療、福祉	732	375	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
複合サービス事業	65	44	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。
サービス業（他に分類されないもの）	971	479	市内に広く分布しており、特に本庁に多く集積している。

⑤ これまでの取り組み

1) 宇都宮市の取り組み

- ・ 宇都宮市地域防災計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災出前講座の開催

2) 宇都宮商工会議所の取り組み

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 直接・間接被害を受けた事業所向けの施策パンフレットの作成・配布
- ・ 補助金等の説明会開催
- ・ 損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催

(2) 課題

ア 予防時

- ・ 栃木県は地震・風水害など大規模な自然災害が比較的少ないため、自分のところは大丈夫という考えから、他県と比べて事前対策を行わない事業者が多く、災害リスクに関する情報を明確に伝えなければならない。
- ・ 事業者BCP策定支援をするために必要なノウハウを持った職員がいないため、研修等で育成しなければならない。
- ・ 事業者に対し、自身が立地するエリアの自然災害リスクを明確に伝えるために、職員はハザードマップ等を理解したうえで各種相談に応じなければならない。

イ 応急時

- ・ 応急時の具体的な職員行動基準や組織編制は宇都宮商工会議所災害時対応マニュアルに定めているが、人材が流動的である昨今においても発災時にきちんと稼働するよう訓練を行わなければならない。
- ・ 管内事業所の被害状況確認を円滑に行えるよう、ハザードマップを基本にあらかじめ調査方法を設定しておく必要がある。
- ・ 応急時における宇都宮市と宇都宮商工会議所との間の被害情報報告ルートが事前に明確になっていないため、標準化しなければならない。

ウ 復旧・復興時

- ・事業所の早期復旧・廃業抑制のために、職員は既に制度化されている施策や、過去の事例について理解し、円滑に情報提供できるようにしておかなければならない。
- ・国・県・市が緊急時に打ち出す支援施策の情報を早期に収集し、事業者を提供していかなければならない。

(3) 目標

- ・管内事業者に対して災害リスク等を認識させ、事業者BCPの策定や損害保険への加入を促す。
- ・災害等発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制及び関係機関との連携体制を標準化し、全職員が把握する。
- ・緊急時における宇都宮市と宇都宮商工会議所との間の被害情報報告ルートを明確化し、災害等発生時は宇都宮商工会議所の会員・非会員問わず、管内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

① 事前の対策

1) 管内事業者に対する災害リスクの周知

・巡回訪問時の情報提供

自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（各種損害保険・共済制度や事業者BCPセミナー等）について説明する。

また、自然災害リスクのある地域に立地する事業所には、宇都宮市のハザードマップ等を用いながら、そのリスクについて説明する。

・広報

会報「天地人」や広報うつのみや、ホームページ、メールマガジン「e-天地人」等において、国・県・市の施策やハザードマップの紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCP策定に積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

・セミナー開催

事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対し、事業者BCP策定の重要性や、行政の施策の紹介、災害対策グッズや損害保険の紹介等を実施する。

2) 管内事業所に対する事業者BCPの作成支援

・診断・助言

管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。また、必要に応じて外部専門家を活用した診断・助言を行う。

・ワークショップの開催

栃木県BCP策定支援プロジェクトによるワークショップの開催や、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する連携事業継続力強化計画の勉強会を斡旋する。

3) 当商工会議所自身の事業継続計画の作成

・平成21年9月9日「宇都宮商工会議所災害時対応マニュアル」策定済み

・平成21年9月24日「宇都宮商工会議所強毒性・新型インフルエンザ対策行動計画」策定済み

4) 関係団体との連携

次の機関の協力を得て、事業者BCP策定の普及啓発を行う。

・独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・栃木県よろず支援拠点
- ・一般社団法人栃木県中小企業診断士会
- ・栃木県
- ・一般社団法人栃木県商工会議所連合会
- ・東京海上日動火災保険(株)栃木支店

5) フォローアップ

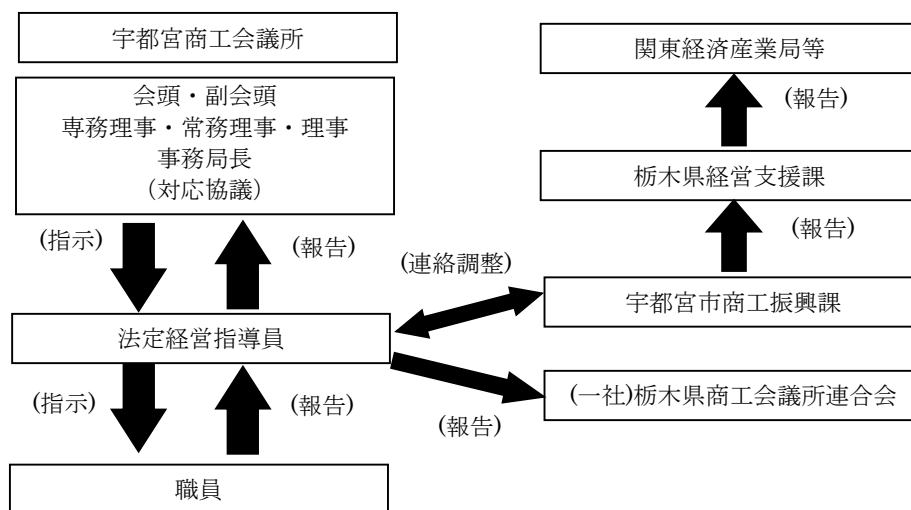
- ・アンケートの実施により、管内小規模事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・本計画については、宇都宮市と状況確認や改善点等について協議する。

6) 訓練の実施

- ・自然災害（例：令和元年台風19号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、宇都宮商工会議所災害対策本部の設置や宇都宮市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）
- ・職員の支援能力向上のための勉強会を実施する。
 - ハザードマップ等の見方
 - 事業者BCP策定支援方法
 - 各種損害保険・共済制度の斡旋方法
 - 公的支援施策の理解

② リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下の通りとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。
- ・本地区に震度6強以上の地震が発生した場合、もしくは人命にかかわる恐れがある、または被害が拡大していく緊急状況と判断した場合には、宇都宮商工会議所災害時対応マニュアルに基づき災害対策本部を設置する。なお、その際も法定経営指導員が宇都宮市商工振興課との連絡調整にあたる。



③ リスク発生時の対応

I 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、宇都宮商工会議所災害時対応マニュアルに基づき、災害発生当日に災害対策本部を設置し、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生の日安は以下の通りとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6強以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・宇都宮商工会議所職員は、直属の上司に安否報告を行い、その内容を安否確認実施責任者（常務理事）が集約する。安否確認実施責任者は、災害対策本部の初回会議で結果を報告する。
- ・災害対策本部設置後は、事務局関連班が安否未確認の解消にあたる。
- ・法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・宇都宮市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・宇都宮商工会議所は、被害状況調査班を設置し、巡回や窓口相談、電話・ファクシミリ等実施可能な手段により管内事業者の被害状況を確認する。
- ・特に連絡が取りやすく、特定地域の情報やサプライチェーンの状況が把握しやすい宇都宮商工会議所役員・議員や部会役員・評議員、振興委員、青年部、女性部及び、各地商店街振興組合等や工業団地管理団体からは早急に情報を取得する。
- ・確認した情報は、栃木県の実態調査票様式1を使用し、記録する。

3) 被害情報の共有

- ・宇都宮市と宇都宮商工会議所は、以下の間隔で情報等を共有する。
なお、情報共有は栃木県の実態調査票様式1により行う。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・宇都宮市と宇都宮商工会議所は情報を共有した上で、宇都宮市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、宇都宮商工会議所においては(一社)栃木県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対しても報告を行う。

なお、報告は3)と同様の様式で行う。

II 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、職員の手洗い・うがい、咳エチケット等の徹底を行う。
- ・宇都宮商工会議所で行きまとめた「宇都宮商工会議所強毒性・新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、接客スペースの限定化、電話・電子メール対応、在宅勤務など対面接触が少ない方法に切り替える。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が発令された場合は、宇都宮市における感染症対策本部の設置に基づき、宇都宮商工会議所による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・内閣府・厚生労働省・経済産業省や県・市・保健所、日本商工会議所等が発信する情報から、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・宇都宮市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・宇都宮商工会議所は、窓口相談や電話・ファクシミリ等により管内事業者の被害状況を確認する。
- ・確認した情報は、栃木県の実態調査票様式2を使用し、記録する。

4) 被害情報の共有

- ・宇都宮市と宇都宮商工会議所は、以下の間隔で情報等を共有する。
なお、情報共有は栃木県へ実態調査票様式2により行う。

海外発生期	1日に1回共有する
国内発生早期	1日に2回共有する
国内感染期	1週間に1回共有する

5) 被害情報の報告

- ・宇都宮市と宇都宮商工会議所とで情報を共有した上で、宇都宮市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、宇都宮商工会議所においては(一社)栃木県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対しても報告を行う。

なお、報告は4)と同様の様式で行う。

④ 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設については宇都宮市商工振興課と相談し、安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- ・国・県・市等が実施する被災事業者支援施策の情報収集を行い、情報提供を行う。
- ・各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資等の手続きを受ける際に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者支援施策について、ホームページからの情報発信やパンフレット作成・配布、説明会の実施により周知を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県や（一社）栃木県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

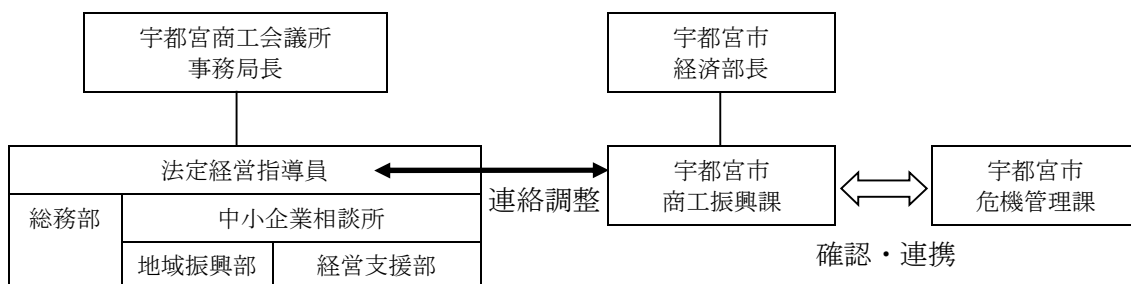
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 野沢 恭久 (連絡先は後述3(1)参照)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

① 宇都宮商工会議所 経営支援部

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号

TEL: 028-637-3131 FAX: 028-634-8694

E-mail: info@u-cci.or.jp

② 宇都宮市 経済部 商工振興課 商工振興グループ

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL: 028-632-2433 FAX: 028-632-5420

E-mail: u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL: 028-623-3173 FAX: 028-623-3340

E-mail: shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

② 一般社団法人栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号

TEL: 028-637-3725 FAX: 028-632-9092

E-mail: info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・セミナー開催費	240	240	240	240	240
・広報費	280	280	280	280	280
・雑費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宇都宮市補助金、栃木県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。